

新たな「消費者基本計画」に盛り込むべき施策等に対する意見

1 連絡先	<p>①御氏名 内閣総理大臣認定適格消費者団体 特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク 代表者理事長 野々山 宏</p> <p>②住所 〒604-0847京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番 地ヒロセビル5F</p> <p>③電話番号 電話：075-211-5920 FAX：075-251-1003 E-mail：mail@kccn.jp</p>
2 御職業	<p>(さしつかえなければ御記入ください。) 適格消費者団体</p>
3 御意見	<p>2②について</p> <p>1 消費者団体訴訟制度関連として</p> <p>(1) 集団的消費者被害救済制度の一環として、適格消費者団体による損害金等請求制度の検討と実現 いわゆるオプトアウト型で被害消費者の事業者に対する請求権を適格消費者団体が行使し、個別消費者に分配まで行う金銭請求についての消費者団体訴訟制度を早期に実現すべきである。</p> <p>(2) 適格消費者団体への財政支援の具体化(特に、適格消費者団体への寄付について税額控除とする税制による支援が望ましい。)</p> <p>(3) 差止請求対象の拡大の検討 下記について差止対象とすべきである。</p> <p>① 2の消費者契約法の実体法改正内容</p> <p>② 民法等の強行規定違反の行為</p> <p>③ 景品表示法4条1項3号により内閣総理大臣が指定した不当な表示</p> <p>④ 特定商取引法に定められた以下の行為 再勧誘の禁止違反(特商法3条の2等)、書面交付義務違反(特商法4条等)、禁止行為の一部(特商法6条4項等)、指示事項違反(特商法7条等)</p> <p>⑤ 不当な約款・勧誘行為・表示の推奨行為</p> <p>(4) 差止請求における後訴制限効(消費者契約法12条の2第1項2号)の再検討 立法時にも問題となったが、同制限効は弊害のみで有意なものでないため廃止すべきである。実際にも、適格消費者団体で適切に役割が分担され</p>

	<p>ており、同制限効が効果を発すべき場面は現在見あたらない。</p> <p>2 消費者契約法の実体法改正について 情報提供義務、不招請勧誘、適合性原則違反について消費者契約法の実体法を改正して取り込むべきである。</p> <p>3 地方消費者行政への支援 3年限りとされている地方消費者行政活性化交付金などの支援をより拡大して継続すべきである。</p>
--	---